



Title	フランスの会計監査役監査による継続企業監査
Author(s)	蟹江, 章
Citation	経済學研究, 48(2), 34-48
Issue Date	1998-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32112
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(2)_P34-48.pdf



フランスの会計監査役による継続企業監査

蟹 江 章

1. はじめに

現代の企業会計は、会計主体である企業は一旦設立されると反証がない限り清算されることはないという、いわゆる「継続企業」(ゴーイング・コンサーン)の前提に基づいて実施されている。期間損益計算、取得原価による資産の評価、繰延資産および引当金の計上など、企業会計上の重要な概念がこの前提に依存していることは敢えて言うまでもないだろう¹⁾。継続企業の前提が崩れると、こうした概念が合理性を失い、企業会計は通常考えられているのとは異なる概念に基づいて実施されることになるざるを得ない。

継続企業の前提は企業会計を実施する上での約束であって、経営活動の継続を仮定しているに過ぎない。経営状態の悪化による倒産や清算が想定されていないわけではないし、ましてや経営活動の継続性や経営内容の健全性を保証するものではない。したがって、毎年多数の企業倒産が発生しているという事実をもって、継続企業の前提の意義が否定されるわけではない。とはいえ、経営内容が著しく悪化し、もはや継続企業の前提が妥当性を失っている企業については、当該状況を適切に反映し得る会計基準ないし方法が選択されなければならない。さもなければ、企業の実態を適正に表示する会計情報を提供することはできないであろう。継続企業の前提は現代の企業会計にとって重要な意味を

もつものである。そうだからこそ、それを無批判に採用すれば、逆に会計情報の適正性を損なう可能性があるということに十分留意すべきである。

会計情報の作成責任は経営者に帰属する。もし継続企業の前提に対する重大な疑念を生じさせるような事実が存在すれば、経営者はそれが経営活動に与える影響を評価した上で、場合によっては会計処理の基準を変更しなければならないであろう。また、追加的情報を提供する必要性が生じるかもしれない。経営者に課せられた会計情報作成責任は、本来、こうした重大な意思決定をもその範囲に含むものと考えられるべきであろう。企業の存続能力に問題が生じている場合には、その事実が明らかにされなければ株主らの利益を保護することはできない。経営者は、当該事実を明瞭に伝達しうる会計情報を作成しなければ、その責任を誠実に全うしたことにはならないのである。

現代の企業会計において、継続企業の前提は以上のように理解されるべきであろう。

さて、会計情報が公表される際には、その適正性ないし信頼性を確かめ、それを保証する仕組みが必要である。この役割を担うのが財務諸表監査に他ならない。通常、財務諸表監査は、会計情報が一般に認められた会計原則(GAAP)に準拠して作成されていることを検証する手続であると理解されている。この場合の検証手続は、実施された会計処理とGAAPとの機械的な照合作業を意味するものではなく、企業の経営実態を評価した上で、最も適当な会計処理が行われているかどうかについての判断を下すこ

1) 森 實『リスク指向監査論』(税務経理協会)1992年、130頁。

とを意味する²⁾。

このように考えると、もし被監査企業について継続企業の前提に重大な疑念が生じている場合には、監査人は当該事実を適正に反映し得る会計基準や方法が選択・適用されていることを確かめなければならない。また、場合によっては追加的情報開示の適否を評価する必要もある。そして、会計基準および方法の選択・適用が妥当であるかどうか、必要なすべての情報が適切に開示されているかどうかによって、監査人の当該会計情報に対する監査意見が影響を受けることになる。

財務諸表監査においては、監査人による継続企業の前提の評価は、監査の主題である会計情報の適正性を保証するための基本的な手続として実施される。被監査企業の経営状態を適正に反映する会計情報が提供されているかどうかを検証し、その結果を監査意見として表明するのが財務諸表監査の役割だからである。したがって、存続能力に疑念を抱かせるような状況が生じている場合には、その事実が明らかにされているかどうかは監査意見に影響を及ぼすことになる。財務諸表監査の枠内においては、継続企業の前提の評価は監査意見の表明と関連づけられているのである。

継続企業の前提に関して、監査人が注意喚起情報を提供すべきかどうかについては議論の分かれるところである。しかし、経営者による第一義的な情報開示を前提として、しかも経営者の情報開示姿勢を評価した上であれば、監査人が注意喚起情報を提供するということは、必ずしも合理性を欠くものではないように思われる。こうした立場を取るならば、そのための仕組みをどのように考えるかも一つの課題となろう。また、これとの関連で、経営者によって必要な情報開示がなされない場合に、監査人がいかに対応すべきかも検討しなければならない。

財務諸表監査の枠内では、被監査企業に関わる継続企業の前提の評価結果は、監査人の会計情報の適正性に関する監査意見あるいは注意喚起情報という形で、監査報告書を通じて株主らの利害関係者に伝達されることになる。監査人は、場合によっては被監査企業の経営状態の悪化を示唆することになるメッセージを伝えることで、その責任を果たすことができるのである。

監査人は、このようにして継続企業の前提の評価に関わる監査責任を負うべきものと考えられるのである。

さて、本小稿では、以上で述べたような継続企業の前提の理解およびそれに関わる監査責任についての認識を基礎として、フランスの会計監査役監査制度における継続企業監査について検討する。

まず、フランスの会計制度において経営の継続性（継続企業の前提）がどのような意義をもっているのかを見る。そしてそれに基づいて、継続企業監査において会計監査役が被監査企業の経営の継続性をどのように評価して監査意見を形成するのかを検討する。ここでは、フランスの継続企業監査が情報監査にとどまらず、実態監査の要素をも含むものであることが明らかにされる。

次いで、継続企業監査の結果が監査報告書にどのような形で記載されるのかを明らかにする。経営の継続性に対する疑義の重大さに応じて監査意見への影響が異なることを示すとともに、継続企業監査による監査意見の表明が会計監査役による通常の監査証明の枠内で行われうるものであることが明らかになるであろう。

最後に、実際に継続企業監査の結果が監査意見の修正という形で現れた実例を取り上げ、フランスの継続企業監査を具体的に理解できるようにする。

2. 継続企業監査における監査意見の形成

企業が公表する会計情報が利用者にとって有

2) 拙稿「企業の存続能力に関する情報と監査報告書の役割」『会計』第153巻第4号、1998年、14頁。

用であるためには、それが当該企業の経営実態を適切に反映するものでなければならない。もし企業の経営状態が危機的な状況にあるのなら、その事実を読み取ることのできる会計情報が作成されなければならないのである。

一方、監査人は、被監査企業の経営状態を評価し、これに基づいて会計処理の基準の選択・適用の適否、さらには開示情報の質的・量的十分性を確かめる必要がある。

本節ではまず、フランスの会計制度において、経営の継続性の前提が経営状態の適切な表示にとってどのような意味をもつのかを検討する。その上で、会計監査役が監査意見を形成していく過程で、被監査企業の経営の継続性をどう評価し、いかなる結論を得るのかを明らかにする。

(1) フランスの会計制度における経営の継続性の意義

フランスの商法典(Code de Commerce)は、「年度計算書類を作成するに際して、個人または法人たる商人は、経営活動を継続するものとみなされる」(第14条第1項)と規定している。また、会計原則たるプラン・コンタブル・ジェネラル(Plan Comptable Général; PCG)によれば、年度計算書類の作成に当たって採用された前提に関する記載がない場合には、経営の継続性(continuité de l'exploitation)、会計方法の継続性(permanence des méthodes comptables d'un exercice à l'autre)ならびに会計期間の独立性(indépendance des exercices)が仮定される。もし企業がその他の前提を採用する場合には、それらを附属明細書(annexe)に記載して詳細な説明を行わなければならない³⁾。なお、明示的な規定はないが、連結計算書類についてもこれらの前提が採用されると推定できる⁴⁾。

このように、フランスの企業会計上、経営の継続性は、年度計算書類の作成に際して改めて示す必要のない最も基本的な前提の一つとして理解されているのである。そして、この前提の下で、取得原価基準に基づく期間計算が行われる。フランスの会計制度はいわゆる商法会計であり、株主および債権者の保護を主たる目的とするものである。取得原価基準が正当化されるためには、経営の継続性の前提が合理性を失わないよう、実質的な経営の継続性の確保が図られなければならない。そして、会計情報は経営の継続性を反映するものとして理解され、もしこの前提が崩れることになれば、その事実を明示するとともに、取得原価に代わって清算価値としての時価による資産の評価が要請されることになる。

こうした文脈から、年度計算書類の作成に際して、常に経営の継続性の妥当性が確かめられ、取得原価基準に基づく期間計算の実施が合理性を維持していることを確認する必要性が生じてくる。このため、PCGが求めているように、万が一この前提が妥当性を失っている場合には、その事実が附属明細書に明示され、年度計算書類作成に際して採用された代替的な前提が説明されなければならないのである。さらに、経営の継続性が完全に妥当性を喪失してはいないが、強い疑念を抱かせるような状況にあるとすれば、この前提を暗黙の了解事項として採用することには問題がある。そこで、経営の継続性を前提とすることを改めて正当化するために、何らかの申し開きが行われなければならないのである。

企業の経営状況を健全に保つと同時に、経営内容にかかわる情報を伝達する責任は経営者にある。したがって、経営の継続性に疑念が生じているような場合には、株主にその事実を的確に認識させることのできる情報を提供する義務を負う。そのためには、経営状況を適正に表示しうる年度計算書類を作成し、場合によっては、そこに補足情報を追加する必要がある。こうした経営者の責任が誠実に全うされているこ

3) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1986, p. II. 61.

4) *Ibid.*, p. II. 143.

とが、まず何よりも重要である。

(2)経営の継続性の評価と監査意見の形成

経営者による適正なディスクロージャーを前提として、会計監査役は被監査企業の経営の継続性を評価した上で、年度計算書類に対する監査意見を形成しなければならない。

フランスの監査基準は、継続企業監査について次のように規定している(§ 2507)。

会計監査役は、年度(または連結)計算書類が経営の継続性を前提とした会計慣行にしたがって作成されていることを確かめる。

経営の継続性に未確定事項がある場合、または経営の継続性が決定的に損なわれている場合には、会計監査役は、その状況の会計的表現が会計原則にしたがっているかどうかを調査する。場合によっては、会計監査役は、一般報告書において考慮すべき影響を評価する。

会計監査役は、決算時に、予測可能な将来における被監査企業の経営の継続性に影響を及ぼす可能性のあるすべての事項を考慮に入れて、当該企業の経営の継続性を評価しなければならない。この場合の「予測可能な将来」とは、通常、決算日後1年間を意味するものとされている(§ 2507.02)。

会計監査役はまた、被監査企業の状況を考慮して、年度計算書類が経営の継続性を前提として適切に作成されているかどうかを評価する必要がある。この評価は、年度計算書類の内容を問うものであるから、その作成時点で実施される。しかし、会計監査役は、監査の計画段階、とりわけ企業の概要を把握する際および全般的なリスク分析の段階から、経営の継続性に影響を及ぼす可能性のある様々な事項に注意を払う必要がある(§ 2507.03)。

会計監査役は、被監査企業について、(1)活動状態にあるかどうか、(2)予測可能な将来におい

て活動状態であることを妨げるような事実が存在しないかどうかを評価する⁵⁾。その結果、経営の継続性が保証されていれば、年度計算書類は会計上の基本的な前提に基づいて、一般に認められた会計原則にしたがって作成されることによって、当該企業の経営内容を適正に表示することができる。逆に、経営の継続性が完全に失われている場合には、年度計算書類は清算価値(valeurs liquidatives)によって作成されなければならない。さもなければ、年度計算書類はもはや当該企業についての真実かつ公正な概観(image fidèle)を提供するものとはならないであろう。年度計算書類が経営の継続性を前提として適切に作成されているか否かの評価は、こうした点を念頭に置いて実施される必要がある⁶⁾。ただし、実際に問題となるのは、これらの中間に位置づけられる状況における対応であろう。

会計監査役は、年度計算書類の監査を実施するに際して、被監査企業の経営の継続性に関わるリスク要因とそれを緩和するかもしれない事項を総括的に把握することを求められている

5) Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes, *Le Commissaire aux Comptes et la Continuité de l'Exploitation* (Collection Notes d'Information No.8), CNCC Edition, 1987, p.12.

6) なお、被監査企業の経営の継続性の評価に際しては、後発事象(événement postérieur à la clôture de l'exercice)も重要な考慮事項として調査しなければならない。というのは、(1)補足的な事実によって、決算時に不確定であった債務が確定的になる可能性がある、(2)経営の継続性を疑わせるような傾向および基準(tendance et critère défavorable)が確認されたりあるいは軽減されたりする可能性がある、(3)新たな事実によって、決算時には明確ではなかった状況が明らかにされる可能性があるからである(監査基準 § 2507.04)。

後発事象が経営の継続性に影響を与える場合には、まず、年度計算書類を修正するかまたは附属明細書に必要な情報を追加するための取締役会を開催することが可能かどうかを検討される。もし可能であれば、そこで必要な修正ないし情報の追加が行われることになり、後発事象が経営の継続性に及ぼす影響

〈表-1〉被監査企業の経営の継続性に関わるリスク要因の例

〈財務状態にかかわる要因〉

- ・債務超過
- ・運転資本の不足
- ・支払手段の不足
- ・負債の更新不能または必要な追加資金の調達不能
- ・過大な担保要求
- ・極端にコストの高い資金調達
- ・仕入先信用の欠如
- ・重要な得意先の破産
- ・通常の配当政策の破棄または大幅欠損時の配当
- ・経営難にある子会社の吸収
- ・経営難にある子会社への保証供与
- ・親会社による支援打ち切り決定

〈経営活動にかかわる要因〉

- ・自己金融能力の不足、経営損失
- ・重要な市場の喪失
- ・直接または子会社を通じた重要な収入源の喪失
- ・いくつかの部門における重大かつ継続的な操業度不足
- ・著しい過剰在庫
- ・革新的分野にかかわる開発能力の欠如
- ・ライセンス、フランチャイズ契約等の喪失
- ・重要な原材料の調達不能

〈会計および財務的影響をもつその他の要因〉

- ・重大かつ反復的な社会的紛争
- ・生産設備の破損
- ・重要な得意先または仕入際との重大な紛争あるいは相手国の深刻な政情不安
- ・進行中の法的手続または収用の結果
- ・第三者または企業による重要な契約の不履行
- ・あるプロジェクトの成功への著しい依存
- ・自然災害

は、これによって株主に伝達されることになる。会計監査役は、こうして作成された年度計算書類を監査の対象として、監査意見を形成することになる。

他方、修正のための取締役会の招集が不可能な場合には、株主総会における年度計算書類の承認に際して、当該事象が及ぼす可能性のある影響についての情報が提供されなければならない。株主総会では、提供された情報に基づいて年度計算書類を修正する可能性がある。したがって、会計監査

役は、株主が判断を誤ることがないように、株主総会に直接提出される資料や口頭による説明についてその正規性(régularité)および誠実性(sincérité)を監査する必要がある(Joël MONÉGER et Thierry GRANIER, *Le Commissaire aux Comptes*, DALLOZ, 1995, p.111.)。この場合の監査は、いわゆる監査意見形成の延長線上に位置づけられるべきものであり、株主の利益を保護するという観点から会計監査役にとって同じく重要な職務である。

＜表－2＞リスク要因を相殺あるいは緩和する事項の例

＜財務状態にかかわる事項＞

- ・ 不要な経営資産の売却
- ・ 棚卸資産または固定資産の更新延期の可能性
- ・ リースまたは賃貸の利用
- ・ 特別借入枠あるいは債権買取業者の利用
- ・ 債務返済期限の延期
- ・ 返済期限到来債務の更新
- ・ 配当の削減または停止
- ・ 既存株主への支援要請または新規出資者の出現
- ・ 投資助成金の獲得

＜経営活動にかかわる事項＞

- ・ 経営損失の発生源である活動部門の廃止
- ・ 維持費または研究開発費の支出延期
- ・ 一般管理費および在庫の削減
- ・ 低操業度の一時的な改善
- ・ 子会社などからの受取配当金および非経常的利益の増加
- ・ 経営助成金の獲得

＜その他の事項＞

- ・ 倒産した得意先および仕入先の迅速な埋め合わせ
- ・ 新しい市場の獲得または新製品の開発

(§ 2507.05)。このとき考慮されるべきリスク要因は、＜表－1＞に示したように3つのカテゴリーに分類される。第一は、被監査企業の財務状態、当座資産および支払能力に直接または間接的に関係する事項である。第二は、経営活動にかかわる事項、そして第三は会計および財務的影響をもつその他の事項である⁷⁾。

こうしたリスク要因が識別されその重要性が測定されると、会計監査役はそれらの影響を相殺、緩和あるいはその発現を遅らせるような事項（＜表－2＞）が存在しないかどうかを確かめることになる⁸⁾。

会計監査役は、通常の監査手続の枠内でこれ

らの要因を総括的に評価・分析することによって、被監査企業が次のいずれの状態に該当するかを識別することになる⁹⁾。

①予測可能な将来において、被監査企業が経営活動を継続する能力に関して危険性または未確定事項は何ら存在しない（経営危機なし）

②いくつかの危険性および未確定事項が存在しており、被監査企業が経営活動を継続していく能力は、実現が不確実である条件に依存している（経営の継続性に重大な疑義がある）

③評価された様々な要素を考慮すると、被監査企業はごく近い将来にその経営活動を継続できなくなる可能性が高い（経営の継続性が失われている）

ほとんどの企業が①のケースに当てはまるはずである。この場合には、いうまでもなく経営の継続性を前提とする年度計算書類の作成が正当化される。すなわち、取得原価基準に基づく期間計算の結果を要約・表示するために年度計算書類が作成されるのである。会計監査役の監査では、こうして作成された年度計算書類が正規性(régularité)および誠実性(sincérité)の要請を満たし、かつ企業の財産、財政状態および成果についての真実かつ公正な概観を提供しているかどうかについての判断が行われる。

経営の継続性に関する疑義の監査上の取り扱いが最も問題となるのが②であろう。この場合、決算日に危険性または未確定事項が存在するならば、附属明細書に年度計算書類を作成するに際して採用された前提と経営の継続性を前提とすることを正当化する条件についての記載が行われなければならない¹⁰⁾。このとき、会計監査役は、経営の継続性に関わるリスクないし未確定事項が存在するにもかかわらず、被監査企業が経営の継続性を前提として年度計算書類を作

7) CNCC, *op.cit.*, pp.16-17.

8) *Ibid.*, pp.17-18.

9) *Ibid.*, p.17.

10) *Ibid.*, p.19.

成している理由が附属明細書に明瞭に記載されていることを確かめる必要がある(§ 2507.05)。そして、これを考慮に入れた上で、年度計算書類の正規性、誠実性および真実かつ公正な概観の提供についての判断が行われることになる。

③は、被監査企業の経営の継続性が決定的に失われているケースである。この場合には、経営の継続性を前提とする年度計算書類の作成は正当化され得ないと考えられる。ただし、企業が決算時点においてほぼ確実にその経営活動を停止しているという状況でなければ、清算価値によって年度計算書類が作成されることは稀である。しかし厳密に言えば、経営の継続性が認められないような状況下では、企業の財産および財政状態についての意味のある情報(真実かつ公正な概観)を提供するためには、たとえある程度見積りに頼らざるを得ないとしても、清算価値による評価が行われるべきであろう¹¹⁾。このため、会計監査役は、経営の継続性を前提とすることが正当化されない場合には、年度計算書類が清算価値で作成されていることを確かめるよう求められているのである(§ 2507.06)。

なお、経営の継続性に疑義が生じている企業の会計監査役は、経営者に対して、経営の継続性を前提とすることを正当化する理由を詳細に記載した確認書(lettre d'affirmation)の提出を要求することができる(§ 2507.06)。この確認書は、会計監査役が監査証拠を収集するに際して、いくつかの項目を確認するための補足的な手段であるとされ、また、決算に当たって被監査企業の経営者がとった立場を評価するために重要な役割を演じるものであると理解されている¹²⁾。

経営者の確認書を入手する目的やリスク緩和要因の分析などからもわかるように、会計監査役による継続企業監査においては、経営状態の悪化に際しての経営者の認識、対応あるいは判

断と、これに基づく経営意思決定ないし経営行為の評価が重要な手続として予定されている。この手続によって明らかになった点を考慮に入れながら、会計監査役は経営の継続性を前提として作成された年度計算書類が正規性、誠実性および真実かつ公正な概観の要請を満たしていることに関して監査意見を形成するのである。監査意見の対象は、年度計算書類によって提供される会計情報である。しかしながら、監査意見の形成過程では、経営者の判断、意思決定あるいは経営行為の妥当性にまで監査判断が及ぶことから、会計監査役による継続企業監査は、ひとり情報監査¹³⁾にとどまらず実態監査¹⁴⁾的要素をも含むものと理解すべきであろう。そして、実態監査によって得られた結論は、情報監査にかかわる監査意見に取り込まれる形で表明されることになる¹⁵⁾。ここに、フランスの会計監査役による継続企業監査の第一の特徴を見出すことができる。

Comptes, *La Lettre d'Affirmation* (Collection Notes d'Information No.11), CNCC Edition, 1988, p.11.

- 13) 情報監査とは、立言(言明や陳述)の内容・根拠を証拠づけることによって、当該陳述が信頼できるものであるか、あるいは妥当であるかどうかについて、意見を表明することを目的とする監査の態様であると定義される(鳥羽至英「実態監査理論序説—「業務」概念との訣別」『JICPA ジャーナル』No.485,1995年,49頁)。
- 14) 実態監査とは、シンボルとしての情報の背後にある行為(業務)の内容、根拠、かかる行為が行われた状況等を調べることによって、当該行為が妥当なものであるか、法令をはじめとする各種規範(自律的規範も含む)に準拠したものであるのか、さらにはかかる行為が効率的になされていたかどうかについて、換言すれば、人間の行為や判断そのものの適否等について意見を表明することを目的とする監査の態様であると定義づけられている(鳥羽、同上論文)。
- 15) このようなアプローチは、"Disclosure Theory"と呼ばれている(山浦久司「実態監査：

11) *Ibid.*, p.20.

12) Compagnie Nationale des Commissaires aux

3. 継続企業監査における監査意見の表明

会計監査役は、被監査企業の経営の継続性を評価した上で、年度計算書類に対する監査意見を形成する。経営の継続性に何ら問題が認められない場合（上記①の場合）には、継続企業の前提に基づく年度計算書類が正規性、誠実性および真実かつ公正な概観の要請を満たしているかどうかに応じて、「無限定証明」(certification sans réserve)、「限定付証明」(certification avec réserve)あるいは「証明拒否」(refus de certifier)のいずれかを行うことになる¹⁶⁾。

一方、経営の継続性の前提に疑義が生じている場合には、会計監査役はその影響を評価した結果を一般監査報告書(rapport général)において明らかにしなければならない(§ 2507.07)。会計監査役が認識した疑義の程度に応じて監査意見への影響が異なる。そこで以下では、いくつかのケースを想定して、そこで表明される監査意見を分析しその論理を解明する。

(1) 経営の継続性に重大な疑義がある場合の監査意見

会計監査役が被監査企業の経営の継続性を損なう恐れのある重大な事実（前掲＜表－1＞参照）を識別したが、それが決定的に失われているわけではないと判断した場合には、会計監査役は限定付証明または証明拒否（意見差控）を行うことによって、被監査企業の抱えるリスクを明らかにしなければならない¹⁷⁾。このとき、会計監査役は、一般監査報告書において監査意見の前に未確定事項を明瞭に記載した上で、場合によっては年度計算書類の作成に当たって採

用された評価基準が合理性を失うことになる旨を詳しく述べ、利用者の注意を喚起する必要があるとされている(§ 2507.08)。

被監査企業の経営の継続性が、増資(augmentation de capital)や外部金融支援(concour financier externe)などの実現といった特定の条件に依存するというケースがしばしば見られる。このとき、会計監査役の監査意見は、それらの実現によって被監査企業の経営の継続性が維持されるであろうことを確かめるのに十分な証拠を入手できたか否かによって異なることになる¹⁸⁾。

例えば、経営の継続性が親会社からの金融支援に依存しているとしよう。この場合、会計監査役は、被監査企業たる子会社から親会社が金融支援を保証したことを示す書類を入手しなければならない。こうして条件が整っていることを確認できれば、会計監査役は一般監査報告書への特別な記載を要しない。ただし、こうした状況に関する情報が附属明細書に記載されなければならないため、もし当該情報の開示がなければ年度計算書類に対する監査意見は修正されることになる¹⁹⁾。

一方、同様の状況下で、親会社が金融支援の保証を文書によって確認することを拒否したような場合、会計監査役は被監査企業の経営の継続性を保証するのに必要な条件が満たされていることを確かめられないことになる。このとき、会計監査役は、当該制約が年度計算書類全体に対する監査意見の形成を妨げるほど重要なものでなければ、限定付証明を行うことができる²⁰⁾。しかし、もしこの制約のもたらす影響が非常に重大であり、代替的手続を実施しても監査意見を形成するに足る証拠を入手できないならば、会計監査役は意見の表明を差し控えなければならない。

我が国監査基準の最重要課題」『JICPA ジャーナル』No.469, 1994年, 60頁)。

16) フランスの監査証明については、拙稿「フランスの監査報告書の構造と分析」『経済学研究』(北海道大学)第47巻第1号, 1997年, 10-13頁を参照されたい。

17) CNCC(No.8), *op.cit.*, pp.42-43.

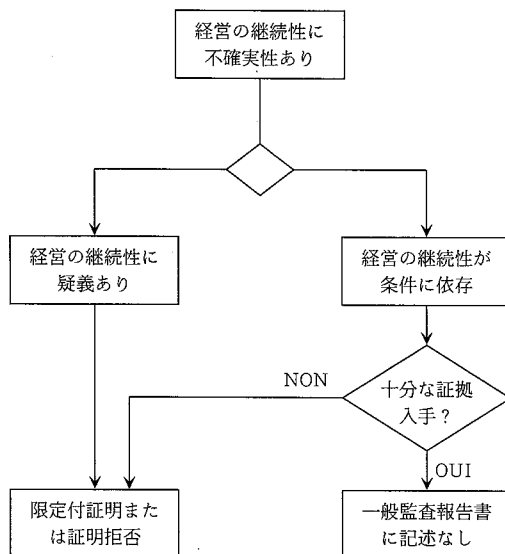
18) *Ibid.*, p.43.

19) *Ibid.*, p.43.

20) *Ibid.*, p.44.

以上で述べたことは次のように図示できる
(＜図-1＞)²¹⁾。

＜図-1＞経営の継続性に重大な疑義がある場合の
監査意見



ところで、現行の監査報告基準の下で限定付証明が行われるのは、次のいずれかの場合である(§2501.08)。

- ・会計規則または方法の選択・適用に関して同意できない部分があるが、証明を拒否(不適正意見)しなければならないほどではない場合
- ・必要な監査手続のうち実施できなかったものがあるが、それが証明を拒否(意見差控)しなければならないほど重要な影響を及ぼさない場合

経営の継続性に疑義が生じているにもかかわらずこれを前提として年度計算書類が作成されている場合、状況が改善されないかまたはより一層悪化することがあれば、これによって提供される会計情報は有用性を失うことになる。他のより適切な会計規則ないし方法が選択・

適用されなければ、意味のある会計情報を提供することはできないのである。こうした状況を考慮すると、会計監査役は経営の継続性の前提に依拠する会計規則および方法の選択・適用に対して全面的・無条件に同意することはできないであろう。経営の継続性が決定的に損なわれているわけではないという現状に照らして、状況が改善するか少なくともこれ以上悪化することがなければこれを容認できると判断しているに過ぎないのである。会計監査役としては、こうした不安定な状況がもたらすであろうリスクを明示した上で、限定付で証明を行うことになると理解すべきであろう。

一方、経営の継続が特定の条件に依存している場合には、会計監査役は、当該条件が満たされる可能性を確認するのに十分な証拠を入手するために、適当な監査手続を実施しなければならない。こうした手続が実施され十分な証拠を得ることができれば、会計監査役は、無限定証明を行うことができる。ところが、条件の実現可能性を裏づけるために必要な監査手続が実施できない場合には、監査手続の実施にかかわる制約を理由に監査意見に限定を付けなければならない。さらに、その影響が重大であれば、意見表明を差し控えるという意味で証明が拒否されることも考えられるのである。

上で見た継続企業監査の基準の要請は、このように解釈することによって、監査報告基準の規定の枠内で理解することができる。

(2)経営の継続性が失われている場合の監査意見

被監査企業の経営の継続性を評価した結果、それが完全に失われているとの結論に達した場合、会計監査役は当該企業の年度計算書類が清算価値によって作成されなければ、真実かつ公正な概観は提供され得ないとの判断を下すであろう。

このとき、被監査企業自身が清算価値によって年度計算書類を作成している場合には、会計監査役はそれが正規性、誠実性および真実かつ

21) Ibid., p.42.

公正な概観の要請を満たしているかどうかを監査して証明を行えばよい。すなわち、清算価値によって作成された年度計算書類そのものが監査の対象となるのである。ただしこの場合、年度計算書類が清算価値によって作成されている旨を利用者に伝えて注意を喚起するために、こうした事態に至った状況についての詳細な説明を所見(observation)として監査報告書に記載する必要がある²²⁾。

経営の継続性が失われていると判断されるにもかかわらず年度計算書類がこれを前提として作成されている場合、会計監査役はこれを清算価値によって作成し直すことによって生じるとされる影響額を評価し、必要となるであろう調整額(ajustements)を見積もる必要がある。しかし、そのために必要な資料が入手できなければ、会計監査役はこれらの手続を実施できない。このとき、会計監査役は、監査手続に課せられる制約の重要性を考慮して、最終的に証明に限定を付けるか、あるいは意見差控としての証明拒否を行うかを判断しなければならない²³⁾。

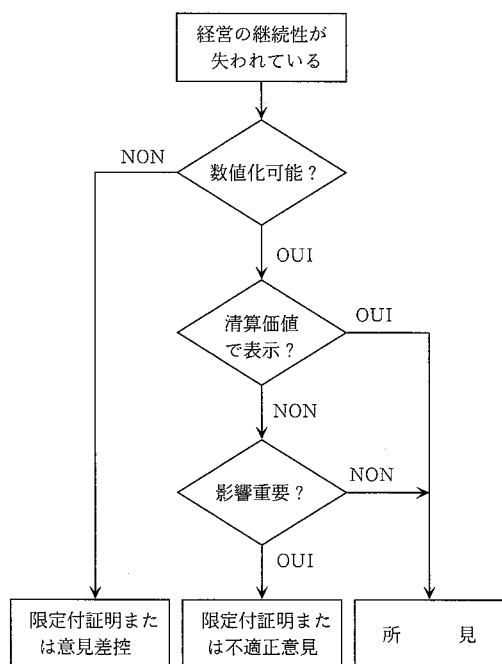
一方、同様の状況下で影響が数値化可能である場合、年度計算書類の作成に当たって考慮されるべき調整額の影響が比較的軽微であり、会計情報の有用性が重大に損なわれていないと判断すれば、会計監査役は限定付で証明を行うことができる²⁴⁾。これを上記の限定事由に照らすと、会計監査役は、経営の継続性を前提に選択・適用された会計規則または方法について同意できない点があるが、それが年度計算書類を直ちに全面否定しなければならないほど重要ではないと判断したと理解される。したがって、逆に、もし影響額が重大であり、会計規則や方法の選択・適用に関して同意できない点が年度計算書類全体を否定しなければならないほど重要であると判断すれば、会計監査役は当該年度計算書

類に対して不適正意見(opinion défavorable)を表明しなければならないことになるのである²⁵⁾。

なお、極めて例外的な場合(取得原価による評価と清算価値によるそれとに有意な差異がない、あるいは清算費用(coûts de liquidation)がほとんど発生しないような場合)には、経営の継続性の喪失という事態が年度計算書類の作成に重要な影響を及ぼさず、また、必要と思われる調整もわずかなものととどまることも考えられる。こうした極めて例外的なケースでは、会計監査役は監査報告書に当該企業が活動停止状態にあるかまたはすでに活動を停止した旨を所見として記載して、利用者に情報を提供するだけでよいとされている²⁶⁾。

以上述べてきたことを図で示せば、〈図－

〈図－2〉経営の継続性が失われている場合の監査意見



22) Ibid., pp45-46.

23) Ibid., pp44-45.

24) Ibid., p.45.

25) Ibid., p.45.

26) Ibid., p.45.

2>のようになろう²⁷⁾。

以上で見てきたように、フランスの会計監査役監査では、被監査企業の経営の継続性に疑義がある場合には、状況に応じた監査意見の修正が行われる。こうした監査意見の修正は、直接的には経営の継続性に対する疑念を識別したことを理由として行われるものである。しかしながら、一方で疑念を惹起させた状況下での会計規則および方法の選択・適用に対する不同意、他方では当該状況下における必要な監査手続の実施を妨げる要因の存在という、通常の証明職務における監査意見形成プロセスの枠組みからはずれるものではない。

経営の継続性に対する疑義を考慮すると、それを前提とした会計規則および方法の選択・適用が、場合によっては年度計算書類に要求される要件を損なうとの判断がなされれば、会計監査役は当該会計規則および方法に対する不同意を理由に監査意見を修正することになる。あるいはまた、経営の継続性に疑義があるという状況下で、その前提の採用を正当化する要件を裏づけるための重要な監査手続が実施できなければ（十分な監査証拠を入手できなければ）、会計監査役は手続上の制約を理由として監査意見を修正するかまたは差し控えざるを得ない。

こうした監査意見の修正ないし意見差控の根拠は、フランスの監査報告基準に規定されている限定付証明および証明拒否（不適正意見または意見差控）の要件²⁸⁾と一致するものである。

会計監査役による継続企業監査は、被監査企業の経営の継続性に疑義が存在する場合に特別な判断を求めるもののように見える。しかしそれは、会計監査役による年度計算書類の証明と

いう最も基本的な職務の遂行に際して常に意識され、かつ年度計算書類の証明という基本的な職能の枠組みの中で実施されるものであるといえることができる²⁹⁾。これは、フランスの継続企業監査に見られるもう一つの特徴である。

4. 継続企業監査と監査報告書

以上で検討してきたように、フランスの会計監査役は、被監査企業の経営の継続性について疑義が生じていると判断した場合には、その程度や影響などを考慮した上で、当該企業の年度計算書類に対する監査意見を修正するかまたは注意情報を与えることになる。

本節では、実際に経営の継続性に関する疑義を理由として限定付証明が行われたケースを取り上げ、これに若干の分析を加える。これによって、フランスの継続企業監査の論理を具体的に理解することができるだろう。

ここでは、英仏海峡トンネル運営会社である「ユーロトンネル株式会社」(Eurotunnel S.A.)の1996会計年度の年度計算書類に対する監査報告書（＜資料－1＞）を題材として取り上げる。

同社は、1996年度におよそ31億フラン（約713億円）の損失を計上している。また、1995年度からの累積損失は83億フラン（1,909億円）余りに上り、資本金(capital social)（約92億フラン）の実に90%に相当する金額となっている。さらに、株式発行差金(prime d'émission)（30億フラン余り）を加えた自己資本(capitaux propres)の額(39億フラン余り)が、資本金の

差控)

・年度計算書類に極めて重大な影響を及ぼす恐れのあるほど重大かつ複数の未確定事項が認められた場合（意見差控）

29) なお、報告基準によれば、経営の継続性にかかわる未確定事項を識別した場合には、必ず所見を記載しなければならないとされている（§ 2501.07）。フランスの監査報告書に記載される「所見」の詳細については、前掲拙稿（1997年）、13－15頁を参照されたい。

27) Ibid., p. 44.

28) 監査報告基準が規定する証明拒否の要件は次の通りである（§ 2501.10）。

- ・会計規則または方法に関する不同意が年度計算書類全体に影響するほど重大である場合（不適正意見）
- ・年度計算書類全体について意見を表明できないほど重要な監査手続が実施できなかった場合（意見

＜資料－１＞ユーロトンネル株式会社の一般監査報告書(1996年度)
会計監査役の一般監査報告書
1996年12月31日に終了した会計年度

貴株主総会によって委任された職務を遂行し、われわれは次の事項に関する1996年12月31日に終了した会計年度にかかわる監査報告書を提出する：

■ 93～102ページに示されているユーロトンネル社の年度計算書類の監査

■ 法律によって定められている特別な検証および情報

年度計算書類は、取締役会によって作成された。われわれの責任は、われわれの監査に基づいてこれらの計算書類に意見を表明することである。

年度計算書類に対する意見

われわれは、職業基準にしたがって監査を実施した。基準は、年度計算書類に重要な虚偽記載が含まれていないという合理的な保証を得ることができるような正当な注意を払うことを要求している。監査は、試査に基づいて、年度計算書類に含まれるデータを正当化する証拠を検証することである。それはまた、採用された会計原則および決算に当たって行われた重要な見積りを評価し、そして全体の表示を評価するものである。われわれは、われわれの監査手続が、以下に述べる意見に対しての合理的な基礎を提供するものであると確信する。

1996年10月2日、ユーロトンネルグループは、パリ商事裁判所長によって指名された特別代理人の支援を受けて、銀行シンジケート団の代表との間で、金融債務のリストラ計画の大筋を取り決めた。

1996年11月18日、大型長距離トラック用シャトルの火災により、Le Shuttle Fret（貨物輸送用シャトル）の運転ができなくなった。そしてそれは、決算日現在未だ復旧していなかった。

1997年3月13日、銀行は利息支払いの凍結期間を1997年12月14日まで延長した。

年度計算書類の附属明細書の注2に記載されているように、これらの事象の結果は、下記のいくつかの仮定の下で年度計算書類に対して重要な影響を与える可能性がある。ただし、その影響は、現状では数値化することはできない。

未確定事項は次の事項に関するものである。

■ 保険金請求および Le Shuttle Fret の運転再開の条件としてのレベルで、火災が及ぼす財務上の影響。これは、リストラ計画の枠内でユーロトンネルグループが決定した将来見通しと合致するものでなければならない

■ ユーロトンネルグループによって見直される財政見通しの調整ならびにリストラ計画の詳細な条件

■ 銀行として多数決によって利息支払いの延期を終了させる可能性。このとき、銀行は、代襲権の行使を含む担保権の行使手続を行う可能性がある

■ 純資産の清算価値での評価につながるリストラ計画を銀行または株主が拒否する可能性

活動の継続性を含むこれらの未確定事項の影響にかかわる限定のもとで、われわれは、経営の継続性を前提として作成されたユーロトンネル株式会社の年度計算書類が正規かつ誠実であり、当期の経営成果ならびに当期末における財政状態および財産についての真実かつ公正な概観を提供していることを証明する。

特別な検証および情報

われわれはまた、職業基準にしたがって、法律によって定められている特別な検証を行った。

上記の事項を除いて、取締役会経営報告書および財政状態および年度計算書類に関して株主に送付される書類に示されている情報の誠実性ならびに年度計算書類との一貫性に関して、表明すべき所見はない。

1966年7月24日付法律の第356条の規定を適用して、われわれは、主要な株主の身元に関する諸情報が経営報告書に記載されていることを確認した。

パリ、1997年4月23日

BEFEC-Price Waterhouse
代表
H.Toth

KPMG Audit
Fiduciaire de France
代表
C.Briolay J.P.Thill

会計監査役

パリ・ヴェルサイユ地方協会会員

(強調・イタリック＝筆者)

42%にまで落ち込んでいる。このため、1966年商社会法の規定（第241条）にしたがって、会社を解散するかあるいは経営活動を継続するかを臨時株主総会に諮らなければならない状態にある³⁰⁾。

このような経営状態にあるユーロトンネル社に対して提出された会計監査役の一般監査報告書では、同社の経営の継続性に関する重大な疑義に基づいて限定付証明が行われている。〈資料-1〉のイタリックで示した部分は、同社の経営の継続性に対して重要な影響を与える可能性のある要因として、会計監査役が識別したものを示していると考えられる。

ユーロトンネルグループと銀行シンジケート団の代表との間で金融債務のリストラ計画の大筋が取り決められたとの記述は、同社が抱える支払能力の問題が、銀行の協力を取り付けて解決の方向へ動き出したことを示すものと理解できる。しかし、このリストラ計画は、株主およびすべての銀行の承認がなければ実現し得ないものであるため、この点に関して依然として重大な未確定事項が存在するといわざるを得ない。

1996年11月18日に発生したトンネル内での火災によって、トンネルの一部ならびに大型長距離トラック用シャトルに重大な被害が及んだ。復旧作業は1997年5月15日までかかり、貨物輸送用シャトル(Le Shuttle Fret)の運転再開は、仏・英両政府間委員会の上の承認を得られることを条件に、同年6月になるとの見通しが附属明細書に示されている。この事故が同社の経営に及

ぼす影響は重大であり、保険交渉や両国政府間委員会の決定次第では、さらに追加的な影響が及ぶ可能性すらある。

1997年3月13日の銀行による利息支払い凍結期間の延長決定が指摘されている。これは、後発事象であり、同社の経営の継続性にかかわるリスクを緩和する要因として理解することができよう。ただし、この利息支払いの延期は銀行の多数決によって終了する可能性があり、依然として重大なリスク要因が存在することになりはしない。

ユーロトンネル社自身も附属明細書の記述の中で認めているところだが、仮にリストラ計画が拒否されたり、あるいは貨物輸送用シャトルの運転再開が不可能になるようなことがあれば、これらの事象に依存する形で維持されている経営の継続性の前提は妥当性を失うことになる。年度計算書類が重要な調整を迫られるのは間違いないが、その影響額を現時点で数値化することはできないとされている。

このように、ユーロトンネル社については、その経営の継続性に関していくつかの重大なリスク要因が識別されている。それにもかかわらず、同社は附属明細書において正当化のための詳細な事情説明を行うことによって、経営の継続性を前提として年度計算書類を作成している。会計監査役は、同社が抱えているリスク要因が年度計算書類に重大な影響を与える可能性を指摘しなければならないと判断しているが、監査報告書の作成時点ではそれらを具体的に測定することはできないとも述べている。

ユーロトンネル社の経営の継続性は、極めて疑わしい状態にあるといわざるを得ない。商社会法の解散にかかわる規定（第241条）が適用されるという現実を見ると、経営の継続性が失われているとさえ考えられる。このような状況下では、会計監査役は未確定事項の影響を測定できないという点を考慮して、限定付で年度計算書類を証明するか、あるいは証明を拒否（意見差控）するかを判断しなければならない

30) 1966年商社会法第241条第1項は、次のように規定している。

「会計書類に計上されている損失のために、会社の自己資本が資本金の半分未満になっている場合には、取締役会または執行役会は、当該損失を計上している計算書類の承認から4カ月以内に、会社の期限前解散を行うべきかどうかを決定するための臨時株主総会を招集しなければならない。」

なお、ユーロトンネル社の附属明細書には、同規定にしたがって招集される株主総会に臨時の解決策が提示されるであろう旨が記載されている。

(前掲<図-1>参照)。ユーロトンネル社の会計監査役は、<資料-1>に見られるように限定付証明を行うのが妥当であるとの判断を下している。

経営の継続性はかなり疑わしい状況にあり、それを左右する事項の帰趨については重大な不確実性が存在する。さらに、未確定事項の影響を正確に見積もることは不可能である。これが、決算時点におけるユーロトンネル社の経営実態である。しかし、未確定事項としてあげられている事項のうちとくに重要な銀行の意向が、同社の経営の継続性を確保する方向で働いていることが確認されているという事実を考慮に入れる必要がある。したがって、重大なリスク要因が存在し、経営が破綻する危険性が解消されているわけではないが、当面、同社は継続企業としてその活動を継続できると見られる。そうであれば、経営の継続性を前提として作成された年度計算書類は、直ちに全面的に否定されるべきものではないだろう。もっとも、会計監査役としては、未確定事項の帰趨によっては、会計規則および方法について不同意が発生する可能性を示唆する必要がある。そこで、継続企業監査の公式に則して、未確定事項を除外事項として指摘しながら、限定付証明を行っていると理解することができるのである。

5. むすびにかえて

現代の企業会計では、会計主体について継続企業の前提を設けることで、取得原価基準に基づく期間損益計算が可能となり、その結果が財務諸表(計算書類)として要約され、報告されている。もし継続企業の前提に疑念が生じると、その上に成立する企業会計への影響は避けられない。特に、企業会計が生み出す会計情報への影響は重大である。したがって、財務諸表(計算書類)の作成に際しては、その前提の妥当性を作成者自らが検証し、会計情報が有用性を失わないように、あるいは利用者の判断を誤らせ

ることがないように配慮しなくてはならない。

会計情報の有用性を確保する、あるいは利用者の判断を誤らせないという観点からは、財務諸表監査の役割が重要である。財務諸表監査は、会計情報がそれを作成した企業の経営内容を適正に反映するものであるかどうかを検証する。その際、監査人は継続企業の前提が正当化されるかどうかを評価しなければならない。その上で、企業の経営状況を最もよく反映し得る会計規則および方法にしたがって会計情報が作成されていることを保証するのである。

財務諸表監査において、継続企業の前提を評価し、場合によってはその結果を監査報告書において明らかにする(注意喚起情報の提供または監査意見の修正)ための基準が、多くの国で整備されるようになってきている。継続企業の前提を否定するわけではないが、これを無批判に採用するのではなく、それが妥当性を維持しているかどうかに意を払う必要があるとの認識が定着しているものと考えられる。

フランスの会計監査役監査制度にも、経営の継続性の評価とその結果の報告からなる、いわゆる継続企業監査が導入されている。そして、そこには以下に指摘するような特徴が見出される。

一つは、フランスの継続企業監査が、情報監査にとどまらず実態監査の手続を含んでいるという点である。

会計監査役は、監査基準によって被監査企業の年度計算書類が経営の継続性を前提として作成されていることを確かめるよう求められている。これは、決算時における被監査企業の実質的な経営の継続性の評価を要請するものに他ならない。こうした要請に応えるためには、会計情報が会計基準にしたがって作成されていることを確かめる、いわゆる情報監査の手続だけでは十分ではない。被監査企業の経営の継続性に影響を与えるリスク要因を識別することで会計情報が反映すべき企業の経営状況を把握するとともに、当該状況に関する会計情報作成者(経

営者)の認識や対応を評価する必要がある。さらに、リスクを緩和する可能性のある事実が存在しないかなどを総括的に考慮して、経営の継続性を前提とする年度計算書類の作成を正当化することができるかどうかについての判断を下さなければならない。こうした判断プロセスにおいては、実態監査の手続が重要な役割を果たすことになるのである。

フランスの継続企業監査についてもうひとつ指摘すべき点は、それが年度計算書類の証明という会計監査役の主たる職務の枠内で実施されるということである。

継続企業監査の結果は、場合によっては監査意見の修正をもたらすことがある。それは、直接的には、被監査企業の経営の継続性に対する疑念が識別されたことに起因する。しかし、こうした監査意見の修正は、実質的には、当該状況下での会計規則および方法の選択・適用に関わる会計監査役の不同意、あるいは年度計算書類への影響を確定するための手続が実施できないことによるものと解釈することが可能である。このように考えると、継続企業監査の結果による監査意見の修正は、年度計算書類の証明という会計監査役の基本的な職務の枠内で実施され

るものであるいうことができる。

会計監査役は、監査証明を行うに際して、年度計算書類が反映すべき被監査企業の経営実態がいかなるものであるかを把握する必要がある。さもなければ、年度計算書類が真実かつ公正な概観を提供しているか否かの判断を下すことはできないように思う。会計監査役が把握すべき経営実態に経営の継続性が含まれると考えると、その評価は決して特殊な手続ではなく、監査の過程で通常実施されるべき一つの手続であるということができる。会計監査役は、年度計算書類が経営状態を適正に表示しているという経営者の主張に対して、あらゆる点で同意できるかどうかを判断して監査意見を表明する。その中で、経営の継続性が一つの重要な考慮事項であり、それに疑義がある場合に追加的な判断プロセスが加わることがあるが、基本的な監査判断に本質的な変更が加えられるわけではないと考えられるのである。

〔付記〕本小稿は、「平成7年度文部省海外研究開発動向調査等」によるフランスでの在外研究に基づく成果の一部である。